

改正確定拠出年金法についてのお知らせ

確定拠出年金法の一部改正（2018年5月1日施行）にともない、「東海東京のiDeCo」プラン説明書と併せて下記の内容をご確認ください。

1. 第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容（2）個人型年金の概要に以下の説明を追加

中小事業主掛金納付制度について

中小事業主（従業員100人以下）に限り、従業員が加入する個人型年金で事業主が加入者掛金に追加して拠出できる制度をいいます。但し中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主には制約がありますので、個人で希望してもお取扱いが出来ない場合があります。詳細は国民年金基金連合会iDeCo公式サイト（<https://www.ideco-koushiki.jp>）から、「事業主の方へ」へ進んでいただき、『中小事業主掛金納付制度の手続き』に則り事業主による手続きを行ってください。

他制度への移換（当制度から他制度へ異動する場合）について

当プランから他制度に資産を移換する場合、以下のパターンがあります。移換については速やかにお客様ご自身でお手続きを行ってください。

移換先	手続き
企業型確定拠出年金	移換先企業型確定拠出年金担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先企業型確定拠出年金より移換手続依頼を行ってください。これを行わない場合はSBIベネフィット・システムズでお客様が企業型確定拠出年金資格を取得した旨を確認後、自動的にSBIベネフィット・システムズのスケジュールにて企業型確定拠出年金への移換処理を行うこととなります。 尚、企業型確定拠出年金規約で個人型と併行加入が認められている場合は、企業型に移換して資産を一本化するか、このまま個人型で継続されるかをお選びいただくことも可能となります。
厚生年金基金 確定給付企業年金	移換先制度担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先より移換手続依頼を行ってください。ただし、移換しない場合はこのまま個人型で継続されることも可能です。

2. 第4章 東海東京のiDeCo 利用に関する事項（2）東海東京のiDeCo の申込方法◆留意事項①に以下の文言を追加

なお、掛金の納付方法が事業主払込で年単位拠出される場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」の控え（コピー）を事業主に提出してください。

3. 第4章 東海東京のiDeCo 利用に関する事項（4）運用指図の方法に指定運用方法を追加

対象		内容	運用指図の方法
掛金	毎月の掛金	毎月の掛金に対する運用商品の配分を指定します。	利用者サイトまたはSBIベネフィット・システムズのコールセンターを通じて行ってください。
	区分による掛金	区分による掛金に対する運用商品の配分を指定します。	
運用商品の預け替え		加入者等が保有している運用商品の売却および購入の指示を行います。	
指定運用方法		法令により運用商品の設定を行わなかった場合、指定運用方法を定めているプランの場合は一定期間経過した後、予め運営管理機関が定めた商品を購入します。一方指定運用方法を定めないプランの場合は、運用商品の設定を行うまで「現金」で資金が滞留します。当プランは運用商品の指定運用方法を定めないプランとなっておりますが、お申込み時にご返送いただく配分設定申込書（掛金、移換金）のご提出を必須とさせて頂いておりますので、「現金」で資金が滞留することは原則としてございません。（配分設定申込書が未提出の場合は書類不備となり、手続完了となりませんのでご注意ください。）	



東海東京証券

商号等：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会